





(配当割の市町に対する交付)

第四十六条の十七 県は、納入された配当割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の百分の六十八に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額にあん分して交付するものとする。

2 前項の当該市町に係る個人の県民税の額は、施行規則で定めるところにより算定するものとする。

(株式等譲渡所得割の市町に対する交付)

第四十六条の二十三 県は、納入された株式等譲渡所得割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の百分の六十八に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額にあん分して交付するものとする。

2 前項の当該市町に係る個人の県民税の額は、施行規則で定めるところにより算定するものとする。

(地方消費税の市町に対する交付)

第五十六条の十一 県は、納付された譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額に相当する額から前条の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、法第七十二条の百十四の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当

(配当割の市町村に対する交付)

第四十六条の十七 県は、納入された配当割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の百分の六十八に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の県民税の額にあん分して交付するものとする。

2 前項の当該市町村に係る個人の県民税の額は、施行規則で定めるところにより算定するものとする。

(株式等譲渡所得割の市町村に対する交付)

第四十六条の二十三 県は、納入された株式等譲渡所得割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の百分の六十八に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の県民税の額にあん分して交付するものとする。

2 前項の当該市町村に係る個人の県民税の額は、施行規則で定めるところにより算定するものとする。

(地方消費税の市町村に対する交付)

第五十六条の十一 県は、納付された譲渡割額に相当する額及び法第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額に相当する額から前条の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、法第七十二条の百十四の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当

する額を加算し、同条の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町の人口及び統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町の従業者数にあん分して交付するものとする。

2 前項の場合においては、市町に対して交付すべき額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業者数であん分するものとする。

(不動産の取得に係る申告または報告) 第六十一条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から六十日以内に、左に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。 一 五 略

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知) 第六十三条 市町長は、法第七十三条の十八第三項の規定によつて不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を添付し、または不動産の取得の事実を通知する場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後において当該不動産について増築、改築、損かい、地

する額を加算し、同条の規定により他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町村に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口及び統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数にあん分して交付するものとする。

2 前項の場合においては、市町村に対して交付すべき額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業者数であん分するものとする。

(不動産の取得に係る申告または報告) 第六十一条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から六十日以内に、左に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して、知事に提出しなければならない。 一 五 略

(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知) 第六十三条 市町村長は、法第七十三条の十八第三項の規定によつて不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を添付し、または不動産の取得の事実を通知する場合においては、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後において当該不動産について増築、改築、損かい、



目の変換その他特別の事情による変化ならびにその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて知事に通知するものとする。

(ゴルフ場利用税のゴルフ場所在の市町に対する交付)

第八十三条 県は、ゴルフ場所在の市町に対し、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ当該下欄に定める額を交付する。

略	交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
略	八月	前年度三月から七月までの間に収入した当該市町に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額(二以上の市町にまたがつて所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税については、当該ゴルフ場利用税の額を当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつてあ分した額とし、当該期間内に当該市町に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税についての過誤納に係る還付金を歳出予算から支出した場合においては、当該支出した額を控除した額とする。以下この表において「ゴルフ場利用税の額」という。)の十分の七に相当する額

(課税標準)

第三十三条 固定資産税の課税標準は、賦課期日現在における大規模の償却資産の価格(法第三十四条の三の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。)のうち法第三十四条の五の規定によつて当該大規模の償却資産が所在する市町が課することができる固定資産

地目の変換その他特別の事情による変化ならびにその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて知事に通知するものとする。

(ゴルフ場利用税のゴルフ場所在の市町村に対する交付)

第八十三条 県は、ゴルフ場所在の市町村に対し、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ当該下欄に定める額を交付する。

略	交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
略	八月	前年度三月から七月までの間に収入した当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額(二以上の市町村にまたがつて所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税については、当該ゴルフ場利用税の額を当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によつてあ分した額とし、当該期間内に当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税についての過誤納に係る還付金を歳出予算から支出した場合においては、当該支出した額を控除した額とする。以下この表において「ゴルフ場利用税の額」という。)の十分の七に相当する額

(課税標準)

第三十三条 固定資産税の課税標準は、賦課期日現在における大規模の償却資産の価格(法第三十四条の三の規定によつて固定資産税の課税標準となるべき額をいう。)のうち法第三十四条の五の規定によつて当該大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産

税の課税標準となるべき金額をこえる部分の金額とする。

附則

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の特例)

第十条 略

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第三十五条の三の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三十五条の四第一項の確定申告書を含む。)に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載がないこと(これらの申告書にその理由があるとき(これらの申告書にその理由があるとき)市町長が認めることを含む)に限り、適用する。

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第十一条の二 略

2~5 略

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第三十五条の三の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三十五条の四第一項の確定申告書を含む。)に、特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明

産税の課税標準となるべき金額をこえる部分の金額とする。

附則

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の特例)

第十条 略

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第三十五条の三の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三十五条の四第一項の確定申告書を含む。)に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載がないこと(これらの申告書にその理由があるとき(これらの申告書にその理由があるとき)市町村長が認めることを含む)に限り、適用する。

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第十一条の二 略

2~5 略

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の第三十五条の三の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三十五条の四第一項の確定申告書を含む。)に、特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明

<p>細に関する事項その他施行規則で定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>7・8 略</p>	<p>細に関する事項その他施行規則で定める事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>7・8 略</p>
---	---

<p>第四十一条（県税事務所設置条例の一部改正）に係る新旧対照表</p> <p><b>改正後</b></p> <p>第二条 県税事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>略</td> <td>位置</td> <td>略</td> <td>所管区域</td> <td>伊万里市、西松浦郡、武雄市、杵島郡、鹿島市、嬉野市、藤津郡</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>武雄県税事務所</td> <td>位置</td> <td>武雄市</td> <td>所管区域</td> <td>伊万里市、西松浦郡、武雄市、杵島郡、鹿島市、嬉野市、藤津郡</td> </tr> </table>	名称	略	位置	略	所管区域	伊万里市、西松浦郡、武雄市、杵島郡、鹿島市、嬉野市、藤津郡	名称	武雄県税事務所	位置	武雄市	所管区域	伊万里市、西松浦郡、武雄市、杵島郡、鹿島市、嬉野市、藤津郡	<p><b>改正前</b></p> <p>第二条 県税事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>略</td> <td>位置</td> <td>略</td> <td>所管区域</td> <td>伊万里市、西松浦郡、武雄市、杵島郡、鹿島市、藤津郡</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>武雄県税事務所</td> <td>位置</td> <td>武雄市</td> <td>所管区域</td> <td>伊万里市、西松浦郡、武雄市、杵島郡、鹿島市、藤津郡</td> </tr> </table>	名称	略	位置	略	所管区域	伊万里市、西松浦郡、武雄市、杵島郡、鹿島市、藤津郡	名称	武雄県税事務所	位置	武雄市	所管区域	伊万里市、西松浦郡、武雄市、杵島郡、鹿島市、藤津郡
名称	略	位置	略	所管区域	伊万里市、西松浦郡、武雄市、杵島郡、鹿島市、嬉野市、藤津郡																				
名称	武雄県税事務所	位置	武雄市	所管区域	伊万里市、西松浦郡、武雄市、杵島郡、鹿島市、嬉野市、藤津郡																				
名称	略	位置	略	所管区域	伊万里市、西松浦郡、武雄市、杵島郡、鹿島市、藤津郡																				
名称	武雄県税事務所	位置	武雄市	所管区域	伊万里市、西松浦郡、武雄市、杵島郡、鹿島市、藤津郡																				

<p>第四十二条（県税事務所設置条例の一部改正）に係る新旧対照表</p> <p><b>改正後</b></p> <p>第二条 県税事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>略</td> <td>位置</td> <td>略</td> <td>所管区域</td> <td>佐賀市、佐賀郡、神埼市、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>佐賀県税事務所</td> <td>位置</td> <td>佐賀市</td> <td>所管区域</td> <td>佐賀市、佐賀郡、神埼市、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市</td> </tr> </table>	名称	略	位置	略	所管区域	佐賀市、佐賀郡、神埼市、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市	名称	佐賀県税事務所	位置	佐賀市	所管区域	佐賀市、佐賀郡、神埼市、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市	<p><b>改正前</b></p> <p>第二条 県税事務所の名称、位置及び所管区域は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>略</td> <td>位置</td> <td>略</td> <td>所管区域</td> <td>佐賀市、佐賀郡、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td>佐賀県税事務所</td> <td>位置</td> <td>佐賀市</td> <td>所管区域</td> <td>佐賀市、佐賀郡、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市</td> </tr> </table>	名称	略	位置	略	所管区域	佐賀市、佐賀郡、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市	名称	佐賀県税事務所	位置	佐賀市	所管区域	佐賀市、佐賀郡、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市
名称	略	位置	略	所管区域	佐賀市、佐賀郡、神埼市、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市																				
名称	佐賀県税事務所	位置	佐賀市	所管区域	佐賀市、佐賀郡、神埼市、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市																				
名称	略	位置	略	所管区域	佐賀市、佐賀郡、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市																				
名称	佐賀県税事務所	位置	佐賀市	所管区域	佐賀市、佐賀郡、神埼郡、鳥栖市、三養基郡、多久市、小城市																				

<p>第四十三条（佐賀県公営競技収益金貸付基金条例の一部改正）に係る新旧対照表</p> <p><b>改正後</b></p> <p>（基金の財源）</p> <p>第三条 基金の積立ては、県並びに唐津市、鳥栖市、武雄市及び玄海町の公営競技収益金の一部をもつて充てるものとする。</p>	<p><b>改正前</b></p> <p>（基金の財源）</p> <p>第三条 基金の積立ては、県並びに唐津市、鳥栖市、武雄市、七山村及び玄海町の公営競技収益金の一部をもつて充てるものとする。</p>
--	--

<p>第四十四条（佐賀県公営競技収益金貸付基金条例の一部改正）に係る新旧対照表</p> <p><b>改正後</b></p> <p>（設置）</p> <p>第一条 市町（二部事務組合を含む。以下同じ。）に低利の資金を貸し付けることにより、市町の公共施設の整備を促進し、もつて住民の福祉の増進を図るため、佐賀県公営競技収益金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（貸付対象事業）</p> <p>第六条 貸付対象事業は、市町が行う公共施設の整備事業で、知事が別に定めるものとする。</p>	<p><b>改正前</b></p> <p>（設置）</p> <p>第一条 市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）に低利の資金を貸し付けることにより、市町村の公共施設の整備を促進し、もつて住民の福祉の増進を図るため、佐賀県公営競技収益金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（貸付対象事業）</p> <p>第六条 貸付対象事業は、市町村が行う公共施設の整備事業で、知事が別に定めるものとする。</p>
--	---